

平成29年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

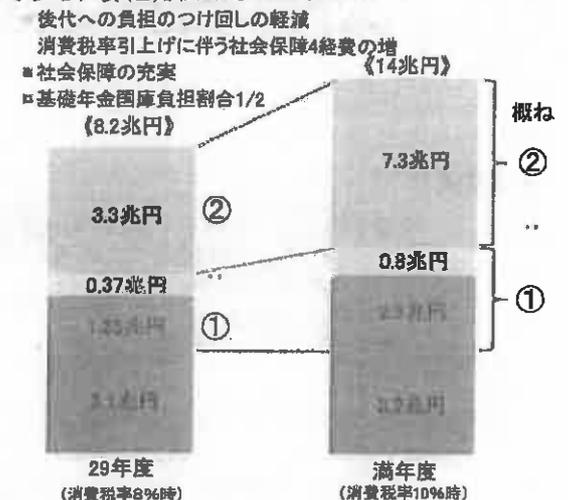
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費増収分の内訳〉

〈増収額計：8.2兆円〉

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改替	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

（参考）算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。
 (注2) 上記の社会保障の充実に係る消費増収分(1.95兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.04兆円)の財源を確保。
 (注3) 両年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事項	事業内容	平成29年度 予算案			(参考) 平成29年度 予算額
		計	国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	8,520	2,985	3,541	5,593
	社会的養護の充実	416	208	208	345
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	67
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	904	602	301	904
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129	422
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724	483	241	724
		1,196	604	592	1,196
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	429	215	215	390
	医療・介護保険制度の改革	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 財政安定化基金の造成 (基金の積立残高) ・ 上記以外の財政支援の拡充	1,100 (1,700)	1,100	0	580 (600)
		2,464	1,832	832	1,664
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210
	70歳未満の高額療養費制度の改正 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	248 221	217 111	31 111	248 218
難病・小児慢性特定疾病への対応	2,088	1,044	1,044	2,088	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	—
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32
合計		18,388	10,511	7,877	15,295

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、増減において合計と合致しないものがある。
 (注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(△0.46兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。
 (注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
 (注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国民生活協会の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目(所要額)

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	4,258億円	2,684億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等) ● 地域子ども・子育て支援事業の量的拡充(地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等) ● 社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △ 1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △ 4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%~5%) ◎ 小規模保育の体制強化 ◎ 減価償却費、賃借料等への対応 など ○ 放課後児童クラブの充実 ○ 一時預かり事業の充実 ○ 利用者支援事業の推進 など ◎ 児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○ 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%~5%) など

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。

平成29年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

平成28年度予算額	平成29年度予算案
2兆2,593億円	2兆4,490億円
1兆6,091億円	1兆6,559億円(55年度特別会計)

1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) 23,174億円(21,790億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実) 9,167億円(7,636億円)
 すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付 7,928億円(6,500億円)

- 子どものための教育・保育給付費負担金 7,879億円(6,428億円)
 - ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
 - ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)等

〈主な充実の内容〉

- ◇保育士等の処遇改善等
 - ・平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士・幼稚園教諭・保育教諭: +1.3%)を平成29年度の公定価格にも反映
 - ・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充(保育士等1人当たり年間2日→年間3日)[0.3兆円メニューの一部実施]
 - ・上記に加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づく処遇改善を実施(後掲・5ページ参照)
- ◇幼児教育の段階的無償化等
 - ・市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化
 - ・年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減
 - ・1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の保育料軽減

- 子どものための教育・保育給付費補助金 49億円(72億円)
 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 地域子ども・子育て支援事業(年金特別会計に計上) 1,239億円(1,136億円)

- 子ども・子育て支援交付金 1,076億円(992億円)
 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。
 - ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等
- 子ども・子育て支援整備交付金 163億円(154億円)
 放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援。

〈主な充実の内容〉

- ◇放課後児童クラブの拡充等
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

③ 保育士等(※)の処遇改善(※)子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員を含む。

- ◇保育士等(民間)の処遇改善
 - ア 民間保育園等に勤務する全ての職員を対象とした2% (月額6千円程度)の処遇改善【0.3兆円メニューの実施】
 - イ アに加えて、
 - ・経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円(園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね1/3を対象)
 - ・経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円
 の追加的な処遇改善を実施する。
 - ※ 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
 - ※ 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
 - ※ 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
 - ※ 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。
 - ※ 上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

- ◇放課後児童支援員の処遇改善
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、勤続年数や研修実績等に応じた放課後児童支援員の処遇改善を実施する。【0.3兆円メニューの実施】

◆児童手当制度（年金特別会計に計上）

14,007億円（14,155億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

2. 事業所内保育など企業主導の保育施設の整備・運営等の推進（年金特別会計に計上）

1,313億円（800億円）

平成28年度に、子ども・子育て支援法を改正し、拠出金率の上限を0.25%に引上げ、平成29年度の拠出金率は0.23%（対27年度+0.08%）

待機児童解消加速化プランに基づき、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育の拡大等。

① 企業主導型保育事業

1,309億円（797億円）

- ・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育施設の設置を促進する、企業主導型保育の拡大を支援する。
- ・企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿の拡大を図る。

＜主な充実の内容＞

- ◇認可保育園等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
- ◇保育補助者雇上強化に関する補助の実施
- ◇防犯・安全対策強化に関する補助の実施

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

9.8億円（9.8億円）

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額：2,200円、双子の場合は加算（補助額：9,000円））でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

3. 少子化対策の総合的な推進等

2.9億円（1.8億円）

◆子ども・子育て支援新制度に係る広報啓発や子ども・子育て会議経費、EOEC Network事業への参画などに要する経費 2.9億円（1.8億円）
 広く国民一般の理解促進を図るため、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなどの、広報・啓発活動を行うための経費や、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て会議、基準検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行状況のフォローアップ等を行うための経費、OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費等。

平成29年度厚生労働省予算案の主要施策（子ども・子育て関係）

待機児童解消策の推進など保育の充実

（平成28年度予算額）

（平成29年度予算案）

9,294億円

12,358億円

【内閣府予算を含む】

937億円

1,015億円

【うち厚生労働省予算】

1. 待機児童解消加速化プランの更なる展開

979億円（966億円）

◆保育園等の整備支援

567億円（534億円）

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）（※）して、保育園等の整備を推進する。

- ① 保育園緊急整備事業（※）
- ② 認定こども園整備事業
- ③ 小規模保育整備事業（※）
- ④ 保育園等防音壁設置事業
- ⑤ 民有地マッチング事業

◆小規模保育等改修費支援

1.15億円（1.73億円）

待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）（※）による小規模保育等の設置を促進する。

- ① 賃貸物件による保育園改修費等支援事業（※）
- ② 小規模保育改修費等支援事業（※）
- ③ 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業（※）
- ④ 認可化移行改修費等支援事業（※）
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業（※）

◆賃貸方式による小規模保育等の推進

7億円（1億円）

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。また、土地の確保が困難な都市部での保育園整備を推進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する。

- ① 保育園設置促進事業
- ② 都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

◆多様な保育の充実

33億円【新規】

0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入を支援する。
また、3歳児以降の継続的な保育確保のため、3歳以上の子どもを受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等を支援する。

- ①保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
- ②サテライト型小規模保育事業【新規】
- ③医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】

◆保育人材確保のための総合的な対策

203億円（206億円）

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、「保育士宿舍借り上げ支援事業」の対象要件（保育園等に採用されてから5年間）の拡大、市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援するなど、保育人材確保対策の充実を図る。

また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ③保育体制強化事業
- ④保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑤保育人材就職支援事業【新規】

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ①保育士資格取得支援事業
- ②保育士試験追加実施支援事業
- ③保育士試験による資格取得支援事業
- ④保育補助者雇上強化事業
- ⑤若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑥保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑦保育園等における業務集約化推進事業【新規】

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ①保育の質の向上のための研修事業
- ②新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ③保育園保育士研修等事業
- ④保育士試験合格者に対する実技講習
- ⑤保育実習指導者に対する講習
- ⑥保育人材キャリアアップ研修【新規】

◆安心かつ安全な保育の実施への支援

30億円【新規】

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する。

- ①保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ②保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

◆認可を目指す認可外保育施設への支援（厚労省分）

3億円（10億円）

認可外保育施設が認可保育園または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

◆事業所内保育施設への支援

21億円（41億円）

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進(保育関係) <内閣府予算>

1,125億円の内数(1,054億円の内数)

◆地域子ども・子育て支援事業

1,076億円の内数(982億円の内数)

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

- ①利用者支援事業
子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たったの相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。
- ②延長保育事業
残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。
※公立分については、地方財政措置により対応。
- ③病児保育事業
地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気がなった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。
- ④一時預かり事業
日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。
- ⑤その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

◆認可を目指す認可外保育施設への支援等 4.9億円(7.2億円)
 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

3. その他の保育の推進

36億円(21億円)

◆広域的保育園等利用事業 2億円(2億円)
 近隣に入園可能な保育園等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育園等でも通所を可能にするため、送迎バス等を活用した保育園等や一時預かりなどへの送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

◆保育環境改善事業 1.7億円(1億円)
 保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や、病児保育(体調不良児対応型)を実施するために必要な設備の整備等、一時預かり事業の継続利用を実施するために必要な設備の整備等、放課後児童クラブにおいて乳幼児の受け入れを実施するために必要な設備の整備等に必要経費の一部を助成する。

◆子育て支援員研修 5億円(7億円)
 幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保を図る。

◆子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進 3億円(3億円)
 子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

◆その他 8億円(9億円)
 認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業等に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。
 また、保育園等における重大事故の再発防止のための事故情報の集約、事後検証、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守促進、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。
 さらに、保育所保育指針の改定を踏まえ、当該改定の周知を行う平成29年度において、改定内容の普及啓発並びに保育に関する指導、助言及び調査を行う。

社会的養護の充実(一部社会保険の充実)

(平成28年度予算額)

(平成29年度予算案)

1,270億円

1,448億円

◆社会的養護の充実(一部新規) 1,448億円(1,270億円)

- 社会的養護が必要な子どもについて、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、児童養護施設等の小規模化・地域分散化などを図る。また、児童養護施設等の運営に要する費用を確保する。
- 民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施する。
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加するとともに、これらの者以外の入居者や児童養護施設の退所者等のうち、引き続き支援が必要な者に対し、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業を創設する。

平成29年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の提議

(平成28年度予算)
382億円

(平成29年度予算)
334億円*

*子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

334.2億円(322.7億円)

*子ども・子育て支援新制度への移行分を含めた所要額

「幼児教育無償化に関する関係関係・与党実務者連絡会議」(平成28年8月1日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進める。

- ①市町村民税非課税世帯(第Ⅱ階層)の第2子無償化
市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を無償にする。
【保護者負担額(年額)】第2子18,000円→0円(無償化)
- ②市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯(第Ⅲ階層)の保護者負担の軽減
 - ◆ひとり親世帯等
【保護者負担額(年額)】第1子91,000円→38,000円(53,000円引き下げ) ※第2子以降は既に無償化
 - ◆その他の世帯
【保護者負担額(年額)】第1子192,800円→168,800円(24,000円引き下げ) 第2子97,000円→85,000円(12,000円引き下げ)
※第3子以降は既に無償化

【参考】各階層のモデル世帯(夫婦(片働き)と子供2人)の年収目安 第Ⅱ階層:~約270万円 第Ⅲ階層:~約380万円

2. 幼児教育の質の向上

6.2億円(2.5億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン

2億円(2.2億円)

- 幼児教育の推進体制構築事業
地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。 1.8億円(2億円)
- 幼児期の教育内容等深化・充実調査研究
効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。 0.2億円(0.2億円)

◆幼稚園の人材確保のための取組の推進

3.6億円【新規】

幼稚園に優秀な人材を確保するため、人材登録制度の構築や離職防止を図る研修など先導的な取組を支援するとともに、事務の負担軽減を図るためICT化を支援し、幼稚園教員が働きやすい環境を整備する。

- 幼稚園の人材確保支援事業 0.9億円【新規】
 - 園務改善のためのICT化支援※ 2.7億円【新規】
- ※教育支援体制整備事業費交付金の1メニュー

◆幼稚園教育要領の普及・啓蒙

0.6億円(0.2億円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、新幼稚園教育要領の改訂の趣旨や理念等について周知・徹底を図る。

◆ECEC※ Network事業の参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されているTALIS幼児教育・保育従事者調査等に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

※ ECEC: Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

46.5億円*(56.4億円)

◆認定こども園等への財政支援

41.5億円(51.4億円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

※一部再掲含む

- 認定こども園施設整備交付金
【負担割合(認定こども園施設整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】 30億円(30億円)
- 教育支援体制整備事業費交付金
(※園務改善のためのICT化支援を含む) 11.4億円(21.3億円)

◆私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策・防犯対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

※ 上記のほか、幼稚園における待機児童の受入れ推進等のため、一時預かり事業(幼稚園型)について、長時間及び長期休業中の預かりに係る補助額の増額を実施【内閣府予算(子ども・子育て支援交付金)に計上】

保育士等の処遇改善について

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長
<平均勤続年数24年>

主任保育士
<平均勤続年数21年>

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体: 都道府県等
- ※ 研修修了の効力: 全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

研修による技能の習得を通じた、
キャリアアップ

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

① 新 中核リーダー ※ライン職 ② 新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

③ 新 若手リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③~⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※研修修了の効力:全国で有効

※研修修了者が離職後再就職する場合:
以前の研修修了の効力は引き続き有効

※研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可

※指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

※各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

執行面の留意事項

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園・幼稚園・認定こども園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、各保育園・幼稚園・認定こども園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員(園長を除く)に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。(具体的な運用については、今後検討)
- 技能・経験を有する保育士・幼稚園教諭・保育教諭等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

幼児教育無償化の段階的取組について

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案）

<所要額(公費ベース)>
 1号:約31億円 ※数値は概算
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税世帯 87,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額後の半額)	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 18,100円	(同左)	14,100円
	第2子 8,050円		7,050円

平成29年度における特定教育・保育施設の利用者負担(月額)(案)

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。
注:青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

保育標準時間認定の子ども
(1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	16,100円→14,100円 [7,550円→3,000円]
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし
有り(小学校3年生以下)

保育認定の子ども

(2号認定:満3歳以上) (3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円) ※第2子以降は0円	6,000円 [0円]	6,000円 [0円]	9,000円 [0円]	9,000円 [0円]
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 [7,750円→6,000円]	16,300円 [7,650円→6,000円]	19,500円 [9,250円→9,000円]	19,300円 [9,150円→9,000円]
④所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 [13,500円→6,000円]	26,800円 [13,300円→6,000円]	30,000円 [15,000円→9,000円]	29,800円 [14,800円→9,000円]
⑤所得割課税額 57,800円未満 (～約470万円)	27,000円	26,800円	30,000円	29,800円
⑥所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑦所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑧所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑨所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし
有り(小学校3年生以下)

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特待に該当していると市町村の長が認めた世帯)の額。
※2 満3歳未満の子のいる年度の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもも額に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約860万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約860万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
※4 給付単価を限度とする。
※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

平成29年度当初予算(案)
(保育対策関係)の概要

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分 ⇒ 50万人分)。

◆ 各自治体の取組により、平成25～27年度の3年間で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちその一部の整備を前倒し)

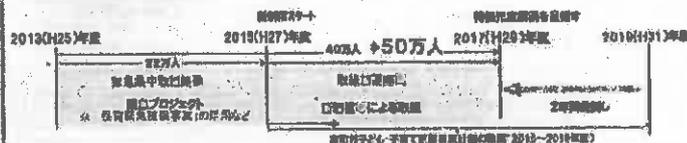
○平成29年度当初予算案(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)
 50万人分確保目標の利用率
1, 2歳児 : 35.1% → 41.1% → 48.0%
 <【参考】女性の就業率: 70.8%(2014年) → 77%(2020年)>
 (注)利用率 = 利用児童数 ÷ 就学前児童数
 平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含まない。

<待機児童解消加速化プランの全体像>



保育園等整備交付金

(平成28年度予算) (平成29年度予算案)
534.2億円 → 564.0億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。
 また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

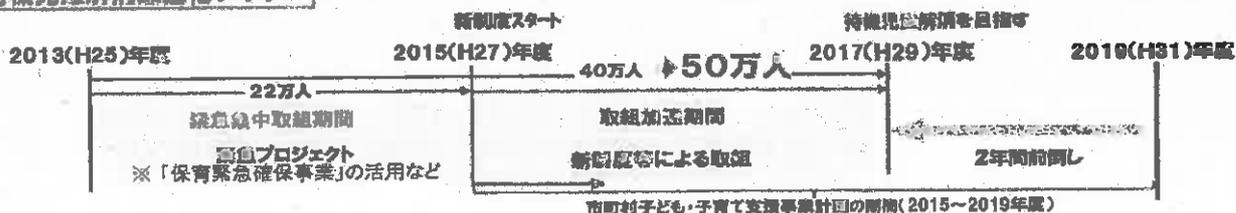
- ・ 保育園緊急整備事業 449.5億円 → 494.8億円
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型) 41.1億円 → 30.9億円
- ・ 小規模保育整備事業 43.6億円 → 30.5億円
- ・ 保育園防音壁設置事業 7.8億円

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(公立施設を除く)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:389.6億円 → 平成29年度予算案:394.8億円

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 177億円(194億円)

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ④保育体制強化事業
- ⑤保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫保育人材就職支援事業【新規】

III その他事業 74億円(22億円)

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善等事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨保育利用支援事業(入園予約制)【新規】
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 122億円(174億円)

- ①保育園等改修費等支援事業
- ②保育園設置促進事業
- ③都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

保育士・保育園支援センター設置運営事業

拡充

(保育対策総合支援事業費補助金 389.6億円の内数)

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育園等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

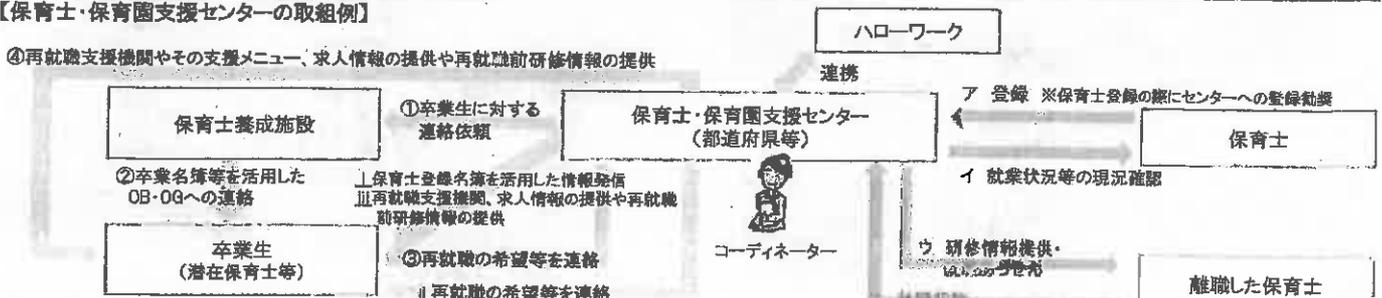
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育園支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育園に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育園で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育園支援センターの取組例】



【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

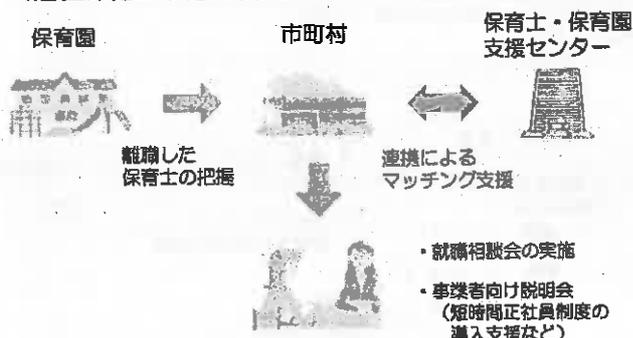
＜市町村における人材確保に関する事業の例＞

- 潜在保育士の再就職支援
 - ・保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
 - ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等
- 新卒の人材確保・就業継続支援
 - ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
 - ・高校生や中学生の職場体験
 - ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

＜潜在保育士の再就職支援＞



＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



【事業概要】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育園等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

【補助率】

国 1/2 都道府県 1/2

※市区町村が実施する場合は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助額】

コーディネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円

参考

地域連携コーディネーターの機能強化

- 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。



【事業概要】

保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育(体調不良時対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要経費の一部を助成する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】

国 1/2 市区町村 1/2

※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】

1施設当たり 32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設

新規

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的にを行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。



【実施主体】 市区町村

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

【補助額】 1か所当たり 4,312千円

保育利用支援事業(予約制)

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

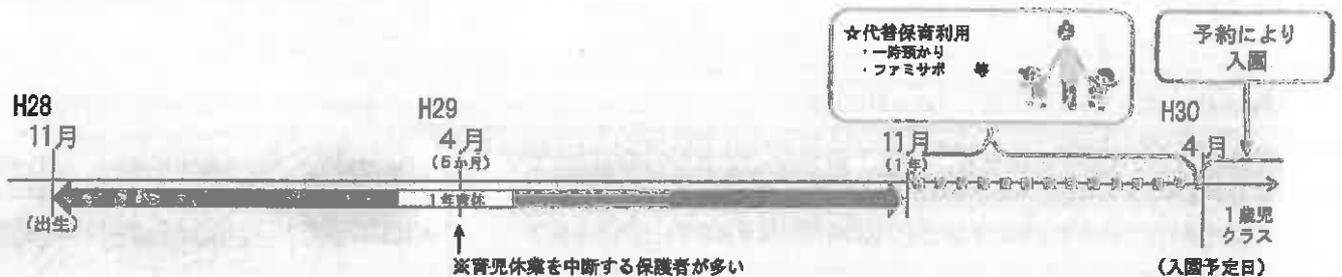
【事業内容】

0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国 1/2 市町村 1/2

1. 育休明けから4月までの代替保育の利用支援



2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

医療的ケア児保育支援モデル事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。(当該研修に係る代替職員の配置等)
- ・ 医療的ケア児受け入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補助率】国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

(市町村が実施する場合は、国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4)



保育園等の事故防止の取組強化事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における直町、施設等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方を検討すべきとされた。

2. 取組の概要

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成28年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 情報収集と公表(平成28年12月21日)

- 重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ
 - 報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知
 - 公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 事故防止策の取組(平成28年12月21日)

- 重大事故の発生防止のための今後の取組について取りまとめ
 - 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
 - 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
 - 事故の再発防止のための事後的な検証
 - 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 - 国…有識者会議を設置(H28.4.21)、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者にも周知

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

- 保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。
- 死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施
- 死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置



- <所要額>
- 【研修事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 1人当たり6千円
 - 【巡回支援指導事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円

保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

新規

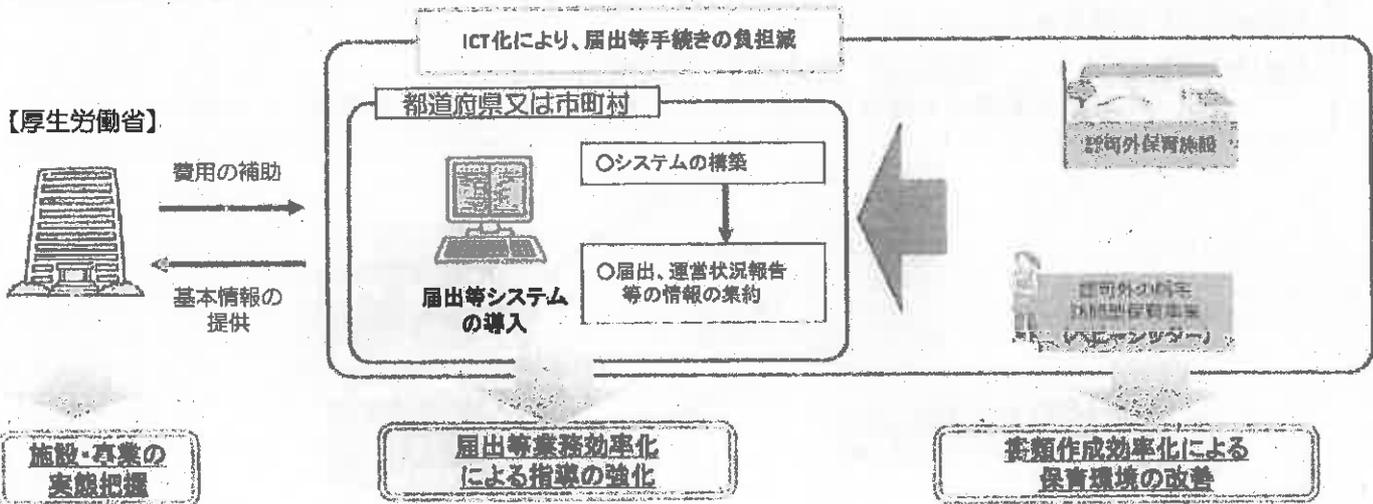
(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

【概要】 認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

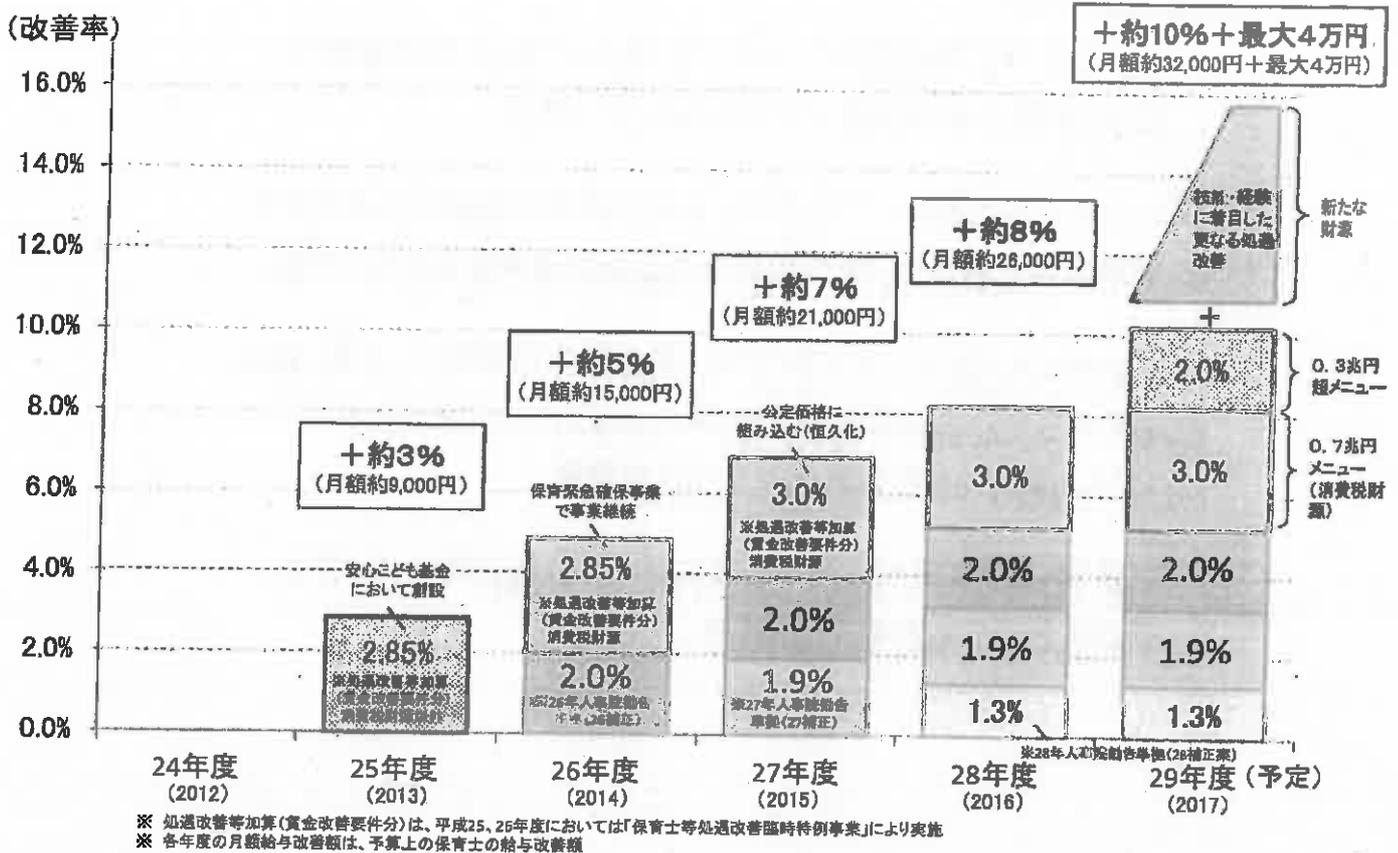
【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

【補助率】 国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
(都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【補助基準額】 1自治体当たり 40,000千円



保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



①保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

新キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新副主任保育士 ※ライン職

新専門リーダー ※スタッフ職

- 【要件】
- ア 経験年数概ね7年以上
 - イ 職務分野別リーダーを経験
 - ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
 - エ 副主任保育士としての発令

- 【要件】
- ア 経験年数概ね7年以上
 - イ 職務分野別リーダーを経験
 - ウ 4つ以上の分野の研修を修了
 - エ 専門リーダーとしての発令

新職務分野別リーダー

- 【要件】
- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
 ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

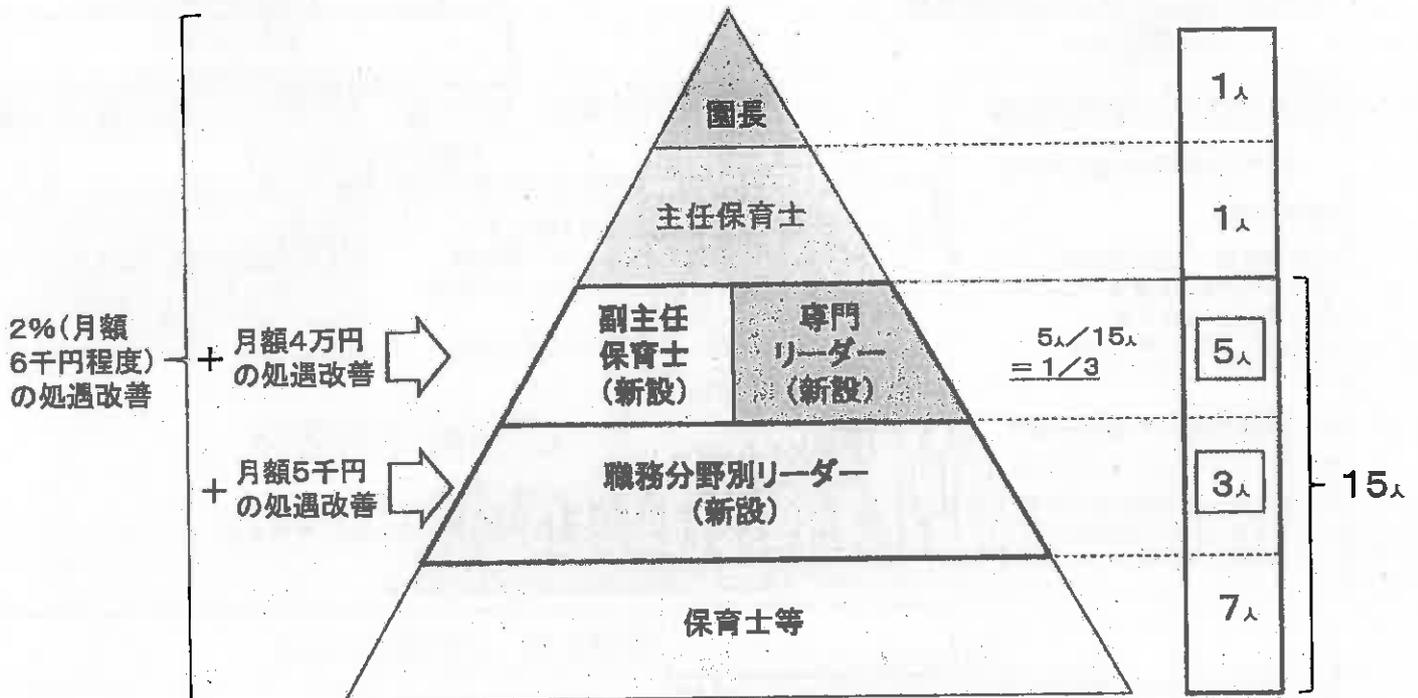
このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

留意事項

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

＜定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合＞
 ※園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



※新たな名称はすべて仮称

平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園）

1. 市町村民税非課税世帯の第2子保育料の無償化

市町村民税非課税世帯（第2階層）＜生活保護世帯を除く年収約260万円未満＞

第2子保育料	3歳以上児	3,000円（月額）⇒	0円（月額）
	3歳未満児	4,500円（月額）⇒	0円（月額）

2. 年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第1子保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

①市町村民税所得割課税世帯（第3階層）＜年収約260～330万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	7,750円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	9,250円（月額）⇒	9,000円（月額）

②市町村民税所得割課税世帯（第4階層の一部）＜年収約330～360万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	13,500円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	15,000円（月額）⇒	9,000円（月額）

※年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第2子以降の保育料は平成28年度無償化

対象人数 9.5万人

所要額 37.0億円（国費 12.2億円、地方費 24.8億円）

